



北村あやこ 市政レポート109号

2026年5月 (2026年3月議会)

- ★1950年桶川市生まれ。桶川南小学校、埼玉大学附属中学校、浦和第一女子高校、中央大学経済学部卒。
- ★1991年初の市民派女性議員。2013年、市長選に出馬。敗退するも市議に復帰、9期目。
- ★政策アドバイザー。市民オンブズマンとして、定期的に情報公開をし、市や県に、問題点の改善をさせている。

南小跡地 道の駅の二の舞はごめんです

新緑の緑がまばゆく映え、命の息吹を感じる季節です。皆様、お元気ででしょうか？

世界中で、生じている戦禍。どんな理由を持って来ても、兵器や戦力による破壊や殺戮に、正当性はありません。私たちは、命の大切さについて、改めて考えるべきではないでしょうか。

【裏面参照】

現在、東口の南小跡地について、どんな業者や会社が参入の意向があるか、調査を委託しています。その結果から、施設や業種を決めようというものです。この方法は、常に民間依存で、「幸せ未来都市」(第6次総合計画)は、期待できません。市民へのメリットが第一です。収益性を求める民間に流されて、市の残された一等地を簡単に渡してしまつたら、この街の将来の「幸せ」は遠のきます。

開業して1年たった道の駅。40億円を売り上げて、市への納付金は6千万円になりました。しかし、市内の農業や商業の

公共事業のチェック 一歩前進でも実体は

新庁舎建設、飛行学校、仮設鴨川保育所など、これまで不透明なお金の使い方を、指摘してきました。その原因は、工事の内訳書が不備なために、設計変更や、契約内容がきちんと把握されず、言いなりの金額を支払っていたからです。

それを改善し、4月から、工事契約に内訳書を出すのがやっとと義務付けられました。

北村 工事契約の内訳書の実体化を求めてきたが、改正の内容は、

総務部長 令和8年4月1日から、建設工事請負契約約款第3条の内訳書の内容に労務費や材料費などの項目を義務として追加する内容だ。

北村 内訳のひな形をつくって、公表していただきたい。

総務部長 ホームページのトップ画面の契約事業者情報で周知する。

副市長 適正に積算されているのか確認する上で重要だと認識している。一方、詳細な内訳書の作成が、

中小事業者の負担になる事も踏まえ、まず、大きな工事や特殊な工事で、内訳書を求める方向で検討したい。



よくあることだが、答弁が実現されていない。ホームページは4年前と同じです。

東中いじめ事件・やっと 検討委員会の設置

すでに6年を経過した事件。教師のセクハラがきっかけで、吃音を発症し、クラス中のからいで、心的ストレス症状を発症、未だ回復できない状態です。

この間の調査で、①生徒の訴えの放置、②発覚後の校長の隠ぺいと、調査不足、③教育委員会の当事者への人権侵害、④教育委員会の不適切な処理等、様々な問題が浮きぼりになりました。

しかも、教育委員会自らがこの問題に正面から向き合わなかったことで、自浄作用が見えてきません。そこで、検証委員会を設置することを求め、今、動きつつあります。

北村 この問題に、教育委員会自らが点検や反省をした経緯がない。加害者への未対応、校長や関係教師、教育委員会などの対応を検証し、何をすべきかが一番求められている。教育長いかが。

教育長 検証は、当然必要と思う。子どもたちは毎年、学年が1年ずつ上がって卒業し、教師も教職員も異動で流れていく。こういう重大案件は、検証結果を残していかなければ、風化してしまう。しっかりと検証したものを毎年一定の時期に、各学校、校長会議等で確認をし、同じことがないようにやっていければと思っています。

仮設鴨川保育所 解体時に確認せず

1か月1千万以上の仮設園舎のプレハブリース料。内訳に再利用財が差し引かれていなかったことを指摘し、解体時に確認すると答えていました。解体工事写真では、再利用の鉄骨などが映っています。しかし、実際には、調査をしていませんでした(議会日より一般質問写真参照)。

9月議会の決算でも調査しますが、再利用分抜きでも、左表、1850万円のムダです。

過大見積による損失は1850万円	
諸経費の工事費にリース料を入れた結果膨らんだ分	14,103,408 円
固定資産税、不動産取得税を 実際より過大に計上した分	2,371,000 円
上記の消費税分	1,647,440 円
契約してあるのに、市が追加 工事で外構工事をした分	327,800 円
合計	18,449,648 円

新人弁護士 今だから言いたい

「公益の代表者」とは、基幹的広域防災拠点において数万人規模の大規模集会を許可することについては、極めて慎重であるべき。

自民党の大空幸星衆議院議員が、有明防災公園での憲法集会に対し、X(旧ツイッター)で発信した。

しかし、当該公園は平時には都市公園として機能し、かつ、集会の主催者は発災時の対応も考慮した上で、管理者の許可を得て開催している。憲法は、「表現の自由」を保障している。表現の自由は、民主主義の根幹であり、権力が市民の表現活動に圧力をかけることは許されない。

歴史を振り返れば、常に「それらしい理由」によって表現が制約され、人権が踏みじられてきた。特に公園などの公共空間は、政治的表現が最大限尊重されるべき場所である。大空議員は「内容の問題ではない」と主張するが、避難拠点となる他の公園でのイベント等には異議を唱えておらず、今回の発言は憲法集会を狙い撃ちにした圧力に他ならない(かつてない5万人が参加した)。

こうした圧力を許さず、市民は屈することなく、堂々と立ち振る舞うことが、今求められているのかもしれない。

